

岩手県告示第534号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和8年10月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 埋立ての免許をした年月日 令和8年9月24日

2 埋立ての免許を受けた者の住所及び名称

(1) 住所 陸前高田市高田町字下和野100番地

(2) 名称 陸前高田市

3 埋立区域

(1) 位置

ア 陸前高田市米崎町字脇の沢178番及び無地番地先水面

イ 陸前高田市米崎町字館142番、32番5及び33番1に接する道路である市有地地先水面

(2) 区域

ア 埋立区域(A)

陸前高田市米崎町字脇の沢178番に所在する基準点（3級基準点W-1）を基点とし、基点から24度31分15秒 60.43メートルの点を1点とし、1点から123度14分57秒 38.49メートルの点を2点とし、2点から127度39分11秒 17.06メートルの点を3点とし、3点から146度53分43秒 19.06メートルの点を4点とし、4点から147度44分49秒 18.52メートルの点を5点とし、5点から156度37分08秒 19.10メートルの点を6点とし、6点から60度14分04秒 8.95メートルの点を7点とし、7点から149度04分06秒 1.75メートルの点を8点とし、8点から240度59分42秒 19.42メートルの点を9点とし、9点から240度59分42秒 12.19メートルの点を10点とし、10点から295度22分08秒 84.89メートルの点を11点とし、11点から25度24分42秒 56.66メートルの点を12点とし、12点から306度31分23秒 4.10メートルの点を13点とし、1点から13点までの各点を順次に直線で結んだ線及び13点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

イ 埋立区域(B)

陸前高田市米崎町字館142番に所在する基準点（3級基準点W-2）を基点とし、基点から48度05分12秒 94.98メートルの点を14点とし、14点から150度27分47秒 16.30メートルの点を15点とし、15点から199度47分28秒 7.36メートルの点を16点とし、16点から249度12分04秒 4.21メートルの点を17点とし、17点から185度39分58秒 20.54メートルの点を18点とし、18点から246度56分49秒 9.97メートルの点を19点とし、19点から228度23分45秒 41.46メートルの点を20点とし、20点から288度44分25秒 9.09メートルの点を21点とし、21点から51度33分11秒 29.29メートルの点を22点とし、22点から50度07分16秒 13.20メートルの点を23点とし、23点から51度33分11秒 5.00メートルの点を24点とし、24点から48度55分54秒 2.38メートルの点を25点とし、25点から43度41分10秒 2.38メートルの点を26点とし、26点から4度08分12秒 3.07メートルの点を27点とし、27点から346度00分15秒 4.19メートルの点を28点とし、28点から333度52分24秒 15.08メートルの点を29点とし、29点から326度00分35秒 7.44メートルの点を30点とし、14点から30点までの各点を順次に直線で結んだ線及び30点と14点を直線で結んだ線により囲まれた区域

(3) 面積 5,440.48平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

ア 3(1)と同じ。

イ 埋立地に築造する岸壁より146メートル以内の海面

(2) 区域 別紙図面のとおり。

(3) 面積 28,347.75平方メートル

5 埋立地の用途 漁港施設用地

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

(1) 着手期間 免許の日から起算して120日以内

(2) しゅん功期間 着手の日から令和10年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。